

在宅ワークの仕事のみつけ方

平成24年 10月25日 (木)

講師

産業カウンセラー キャリアコンサルタント 宮田陽子

雇用環境と再就職準備

1. 雇用環境を知る

有効求人倍率 東京都の有効求人倍率 平成24年8月分

1.14倍…… 前月より0.02ポイント上昇

(平成24年9月28日 厚生労働省 東京労働局発表)

2. 再就職への準備

①自分に何ができるか(キャリアの棚卸)

②環境の分析(扶養義務、生活環境などの現状と将来予測)

③なぜ働くのか

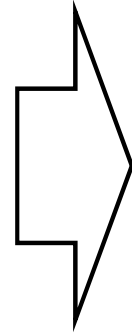
3. 失業中にスキルを身につけよう

4. 仕事の探し方

5. 就職活動のサイクル

棚卸方法

いつ
(年 月 日)
どこで
(会社・部署)
何を行ったか
(具体的な仕事内容)



- ・その仕事で身についた事
- ・工夫した事
- ・努力した事
- ・苦勞した事
- ・成功した事
- ・困難を乗り越えた事



(その結果)

- ・成果
- ・実績
- ・貢献
- ・受賞
- ・ほめられた

自分のアピールポイントは何か

失業中にスキルを身につけよう

※最低限パソコンスキルは身につけておく

- ①**職業訓練**・・・「職業訓練」とは、就職を目的とし、希望の仕事に応募したくても「パソコンができる方」や「〇〇資格持っている方」などの条件に合わない時、自身のスキルや知識を訓練施設で身につけて頂く制度です。

・公共訓練 と 求職者支援訓練

・求職者支援制度(平成23年10月施行)

・・・「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すための制度です。

1. 「求職者支援訓練」または「公共訓練」を原則無料で受講できます。(テキスト代などは自己負担)
2. 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
3. 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中「職業訓練受講給付金」を支給します。

支援対象者（特定求職者）は下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

1. ハローワークに求職申し込みをしていること
2. 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと(注1)
3. 労働の意思と能力があること
4. 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと

(注1)雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方 等)

厚生労働省のホームページより

- ②**その他**・・・教育訓練やセミナーを受講、資格を取得

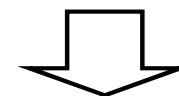
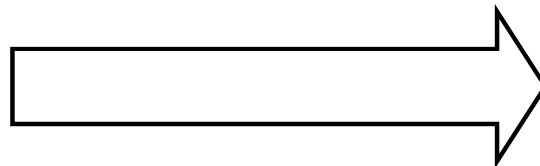
就職活動のサイクル

自己分析(価値観・興味・能力・環境)

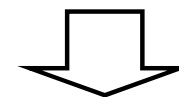
1. 経験の振り返り
2. 成功体験、失敗体験の整理
3. 長所・短所
4. 人脈
5. 家計・家族・健康

職業理解(業種・職種)

1. 仕事内容
2. 給与・待遇
3. 必要なスキルや資格、経験



具体的な求職の目標設定



必要な資格やスキルを身につける

1. 職業訓練
2. 資格試験
3. PCスキルなど



応募準備

1. 応募書類作成
 - ・ 添え状・履歴書・職務経歴書
2. 面接対策
 - ・ 想定問答



求人情報の収集

- ・ ハローワーク
- ・ 民間



応募